

堺市依存症対策推進懇話会開催要綱

令和 3 年 4 月 1 日制定

1 目 的

本市における依存症対策の推進について、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、堺市依存症対策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 依存症地域支援計画の策定に関する事項
- (2) その他依存症対策の推進に関する事項

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する 20 人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 本市が選定した依存症治療拠点機関、依存症専門医療機関その他の医療等関係団体から選出された者
- (3) 司法関係団体から選出された者
- (4) 民間支援団体から選出された者
- (5) 大阪精神保健福祉士協会その他の職能団体から選出された者
- (6) 保護観察所その他の行政機関から選出された者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。
- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱（令和 2 年制定）の定めるところによる。

7 会議録

市長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した構成員の氏名

(3) 会議の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

8 開催期間等

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間のうち4回程度とする。

9 庶務

懇話会の庶務は、精神保健課において行う。